

国保料の減額

7・5・2割減額（未申告の方がいる世帯は減額できません）

賦課期日（※1）時点の世帯の所得の合計額が一定の基準以下の場合（下記参照），均等割と平等割が減額になります。

軽減判定基準額		
世帯の所得 （世帯主 ＋ 加入者）	7割	43万円
	減額	$+10万円 \times (\text{給与所得者等}(\text{※2}) \text{の数} - 1)$
	5割	$43万円 + 30.5万円 \times \text{加入者数}(\text{※3})$
	減額	$+10万円 \times (\text{給与所得者等}(\text{※2}) \text{の数} - 1)$
	2割	$43万円 + 56万円 \times \text{加入者数}$
	減額	$+10万円 \times (\text{給与所得者等}(\text{※2}) \text{の数} - 1)$

軽減判定基準額早見表

加入者数	給与所得者等の数	7割減額基準	5割減額基準	2割減額基準
1人	1人以下	43 万円	73.5 万円	99 万円
2人	1人以下	43 万円	104 万円	155 万円
	2人	53 万円	114 万円	165 万円
3人	1人以下	43 万円	134.5 万円	211 万円
	2人	53 万円	144.5 万円	221 万円
	3人	63 万円	154.5 万円	231 万円

加入者数が4人以上の場合も同様に計算されます。

※1 賦課期日とは通常4月1日，それ以降に新たに国保に加入した世帯については資格取得日です。

※2 給与所得者等とは，給与所得者（給与収入55万円を超える方）と公的年金所得者（65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方，又は65歳以上で公的年金等の収入が125万円を超える方）をいいます。

※3 この減額における国保加入者数には，同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含めます。

●世帯主が国保に加入していない場合でも，世帯主の所得は合計して判定します。

●減額判定は世帯主及び国保加入者の所得合計で行いますが，所得割算定の所得とは次の点が異なります。

- ・65歳以上（S35.1.1以前生まれ）の方の公的年金等所得額から15万円（満たない時はその額）を控除して判定します。
- ・事業専従者控除の適用はなく，専従者給与額は事業主の所得に合算されます。
- ・土地建物等に係る譲渡所得の特別控除は適用しません。